

北海道人事委員会委員長 様

2019 道人事委員会勧告に向けた賃金・労働条件の改善を求める団体署名

物価の高騰、消費税の増税、年金不安、教育費などにより家計負担は増大、しかしながら、賃金はなかなか増えず、将来への不安感は増すばかりです。8月に公表された経済協力開発機構（OECD）の統計で、日本の賃金は過去21年間（1997-2018）で8.2%減り、先進国の中で唯一マイナスという驚くべき状況が明らかになりました。これに対し、イギリスは92%増、アメリカは81%増など、先進国は物価・賃金ともに軒並み増加している中、このような日本の現状は異常と言わざるを得ません。一方、アルバイトやパート等のいわゆる非正規雇用で働く人は、21年間で23.2%から37.8%に上昇し、全労働者の4割近くにもなっています。この20年、道職員・教職員の初任給はほぼ横ばい、高年齢層の賃金（高校教育職2級・最高号俸）にいたっては、約10万円も減少しています。また、北海道の自治体で6万3千人が非正規雇用となっている状況（2017年）が公表されるなど、北海道の公務職場でも非正規化がすすんでいることも明らかとなりました。さらに、昨年3月の退職者から無年金期間が3年となる中で、定年延長の実現はもとより、再任用希望者全員の任用と年金支給開始までの生活維持に必要な賃金改善は、待ったなしの課題です。

このような中、人事院は8月7日、国会と内閣に対して、国家公務員の給与等に関する勧告と報告を行いました。月例給は平均387円（0.09%）の官民較差にもとづき、大卒程度初任給を1500円、高卒者初任給を2000円引き上げ、30代半ばまでの職員が在職する号俸について平均0.1%の改定、一時金は民間に合わせて0.05月引上げ4.50月分とし、改善分はすべて勤勉手当に配分するとしました。また、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を、現行の1万2000円から1万6000円に引き上げ、手当額の上限を現行の2万7000円から2万8000円に引き上げるとの見直しを示しました。6年連続の月例給・一時金の改善は我々の運動の反映といえますが、今回の改定水準は公務労働者の生活改善には程遠いものといわざるを得ません。

北海道においては、長期間に及んだ独自の賃金削減の損失は大きく、職員の生活と地域経済に重大な影響を及ぼしました。さらに超勤の実態も依然深刻であり、その解消のための実効性あるとりくみが早急に必要です。道職員・教職員が、その職務・職責を心身ともに健康で全うするに相応しい勧告・報告となるよう、公務員の労働基本権制約の代償機関である北海道人事委員会に下記の事項の実現を強く求めます。

記

1. 初任層の賃金を大幅に引き上げるとともに、17年に及ぶ道独自削減の損失分の補填も考慮し、高齢層の賃金抑制をやめること。ボーナスは国と同じ4.50月とすること。
2. 定年年齢を延長し、雇用と年金を確実に接続させること。「希望者全員の再任用」を保障し、賃金・諸手当を定年前と同じにすること。とりわけ、寒冷地手当など生活関連手当を早急に支給対象とすること。
3. 臨時教職員、非常勤職員の雇用の安定を図り、賃金労働条件を改善すること。
4. 時間外勤務縮減に向けたとりくみを強力に推進すること。
5. 職場でのハラスメントが起こらないよう、管理職を始めとする職員の意識啓発を推進するとともに、ハラスメントの相談窓口を第三者機関とするなど、相談体制を強化すること。
6. 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げないこと。
7. 夏季休暇を他県にならひ、3日から5日にすること。

2019年 月 日

団体名（団体・分会名）

代表者

ひとこと ～職場の要求・思いを北海道人事委員会へ～